

第 8 号様式（第 27 条関係）

大磯町監査公表第 11 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成 28 年 11 月 21 日

大磯町監査委員 高野澤 均
大磯町監査委員 高橋 英俊

監査結果報告書

1. 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

2. 監査の目的

財政援助団体等監査は、町が補助金・交付金を交付している団体等に対して、財政援助等に関わる事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているか、補助金の使途が適正であるかを主眼に実施した。

3. 監査年月日

- ・予備監査 平成 28 年 11 月 7 日（月）
- ・本監査 平成 28 年 11 月 14 日（月）

4. 監査の対象

（1）対象補助金

- ・（一社）大磯町シルバー人材センター補助金

（2）対象団体等

- ・（一社）大磯町シルバー人材センター
- ・町民福祉部福祉課（補助金所管課）

5. 監査の範囲、事務

- ・平成 27 年度の（一社）大磯町シルバー人材センターの上記補助金に係る出納、その他の事務執行及び町民福祉部福祉課の上記補助金に係る事務の執行について監査の範囲とした。
- ・監査重点事項は、平成 28 年度大磯町監査基本計画による。

6. 監査の方法

予備監査では、監査説明書や資料を基に、事務局職員が（一社）大磯町シルバー人材センター及び福祉課に対し、補助金に係る事業内容、財務に係る事務等について聴取、質疑を行った。

また、事前に保管している補助金に係る会計書類、その他関係資料の提出を求め、質疑等書類調査を行った。

本監査は、予備監査の結果を踏まえ、監査委員から質疑等をし、補助金が目的に沿って有効かつ適正に執行されているか等を主眼に実施した。

7. 補助金交付団体

（一社）大磯町シルバー人材センターは、昭和 59 年大磯町中高年生きがい事業団として設立した。その後平成 23 年に法人化し、一般社団法人となった。「自

主・自立・共働・共助」の理念に基づき 60 歳以上の方の働くことを通じて生きがいを見出し、かつ地域社会に貢献している団体である。

8. 補助金の執行状況

○大磯町シルバー人材センター補助金（1,900,000 円）

大磯町シルバー人材センター運営費補助金交付要綱（平成 24 年大磯町告示第 37 号）に基づき交付をしている本補助金は、同要綱第 3 条において、補助金の用途は、センターの職員人件費、事務費その他センターの事業運営に必要と認められる経費とするとしている。

9. 監査結果

大磯町シルバー人材センターの補助金に係る出納その他の事務及び福祉課の補助金交付に係る事務は、適正に処理されているものと認められた。

また、補助金の使途も適正であると認められた。

10. 意見及び要望

〔大磯町シルバー人材センター〕

- ・町からの補助金についてその効果の検証に努められながら、有効に活用されたい。
- ・今後の高齢化社会における生きがいの充実や社会参加による就業の機会の提供が必要とされるなかで、大磯町シルバー人材センターの活動は、ますます重要であるため、高齢者等への新たな就業機会の提供など、事業の普及、促進がさらに図られるよう期待する。

〔福祉課〕

- ・今後も、大磯町シルバー人材センターへの計画的な支援により、実効性のある補助金の交付に努められたい。